

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
 指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可
 ～ 通信路設定伝送機能の品目追加（エコノミークラス6 Mb / s）～
 についての意見及びその考え方（案）

意見	考え方
<p>意見1 接続開始時期とサービス提供時期を同時期とすべき。</p> <p>1 6 Mb/s エコノミークラスとデジタルアクセス6000のサービス提供開始時期を、同時期に行うべきものと考えます。</p> <p>（理由） 今回、6 Mb/s エコノミークラスに関しては、接続約款による提供が先行されたことから、実運用上、POIを持たない多くの第二種電気通信事業者は、直接利用することが困難であります。結果として、第一種電気通信事業者の利用のみを想定したサービスであると理解されます。 また、専用線の分野で、過去、このようにユーザ約款と切り離し、接続約款でのサービスのみを先行させた例は、過去には無かったものと認識しており、接続約款とユーザ約款を同時に設けるべきと考えます。 したがって、このような不公正な提供条件を是正するため、デジタルアクセス6000の提供を同時期とすべきであります。 （テレサ協）</p>	<p>考え方1</p> <p>本件は4月頃を予定とする利用者向けサービスの提供開始に先立ってそのサービスで用いられる機能の接続料等について認可申請が行われたもので、サービスの提供と接続条件の適用をほぼ同時期に開始しようとするものと考えられる。昨暮の電気通信審議会答申「接続ルールの見直しについて」（第一次答申）の提言の趣旨に沿った措置と認められ、むしろ公正なものと考えられる。</p>
<p>意見2 接続専用線の接続料がユーザ料金を上回らないようにすべき。</p> <p>2 今後、ユーザ料金が決定すると思いますが、これまでの意見書でも何度か述べているとおり、全ての接続料金はユーザ料金を上回るべきでないと考えており、本機能についても同様です。 ユーザ料金全体と接続料金全体を比較し、後者の水準が低いとしても特定の区分で逆転が起きた場合、その区分においては売れば売れば赤字となるため販売を行う上で大きな妨げとなります。こういった状況を放置する事は「競争が進展しない」、「接続事業者は販売しにくくなるため高コスト構造が改善されない」等、公正競争の阻害やお客様利便の低下につながり、電気通信事業法でも謳われている「公共の福祉の増進」を妨げる事になります。 また、NTT東西の接続料金の認可申請に対する事業者からの逆鞘料金に関する意見に対し、平成13年2月16日付けの答申において「エンドエンド料金を解消して接続専用料金の利用を適用する事が可能」、「キャリアズレートが設定されている」ため所謂「逆鞘」が生じているとする議論には無理がある。とされていますが、エンドエンド料金の導入はお客様利便の向上やNTT東西地域会社との競争を考えた場合必要であり、そのためには適正な料金での回線調達が必須となります。更に、NTT東西のユーザ料金値下げの際に接続専用線の料金は据え置きという事例もありますので、そのような事が今後もあるようだと、仮にエンドエンド料金を解消したとしてもNTT東西のユーザ料金との</p>	<p>考え方2</p> <p>接続専用線の利用者料金は平成7年に中継系事業者の足回り用に作られたものであって、これと接続料を比較することあまり意味はない。敢えて比較したとしても、その「逆転」は料金体系の違いに起因して一部のメニューにとどまっている。</p>

<p>逆転現象は起こり得ると思われまし、逆転が起こらない場合においても、非常に料金差が小さいものとなります。</p> <p>キャリアズレートにつきましては接続約款第5条(標準的な接続箇所)第1項に規定する接続箇所での接続のみとなっており、対象となる回線は非常に限定されたものとなります。</p> <p>以上のように、実際に逆鞘となっている区分があるにもかかわらず、「エンドエンド料金を解消する」、「キャリアズレートが認可されている」事を以って、「逆鞘が生じていると議論するには無理がある。」とは断言できないと考えます。</p> <p>よって、「逆鞘」を解消するための制度的な整備の確立を要望します。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見3 新規サービスを提供する場合には十分な情報開示を行うべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>3 報道資料によりますと本年4月頃を目処にユーザ向けサービスの開始を予定しています。一方、接続事業者がNTT東西と相互接続を行い、同種のサービスを提供する事を考えると、新たな技術的条件となる場合には、接続事業者にて新規の設備調達が必要になる事が想定されます。相互接続の実績のない技術的条件については少なくとも設備調達期間等を考慮した時期に申請や情報開示が必要と考えます。</p> <p>なお、設備調達期間等を考慮した期間につきましてはNTT東西の「相互接続ガイドブック」において「接続に関する情報開示(インタフェース関連)について」にて「概ね半年~1年」とされているとおり、最低限「半年」は必要と考えます。</p> <p>また、既存の技術的条件で接続可能で設備調達が不要である場合においても、技術的条件につきましては、接続を行う事業者にとっては必要不可欠な情報ですので、接続開始に支障がない期間を担保して公開すべきと考えます。</p> <p>本機能の接続開始までの期間についてはNTTとの資本関係の有無にかかわらず、同様な扱いとなるものと考えておりますが、NTT東西のガイドブックにて定めている自主ルールの実運用(ただし、接続に関する情報開示(インタフェース関連)は提供開始日の「概ね半年~1年前」ではなく少なくとも「半年前」とする)やここで述べているような情報開示を行うべきと考えます。そうする事により、これまでNTTグループとそれ以外の事業者で接続開始時期が大きく異なるという事例があったために接続事業者が抱いていた「情報開示等において差別的な扱いがあるのではないか」という疑問の多くも払拭されるものと考えます。</p> <p>また、ルールの位置付けや運用を確実なものとするため、NTT東西の相互接続ガイドブックに自主的に定めている内容のうち、ここで述べたような情報開示等の公正競争条件に関わるものについては接続約款で規定する事を要望します。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>インタフェース関連の情報開示は接続事業者におけるサービス提供が、時宜を失することのないようなタイミングで無差別に行われることが望まれる。</p>
<p>意見4 使用している装置や設備構成を明らかにすべき。</p>	<p>考え方4</p>
<p>4 算定根拠においては「SLM」、「SLM~CNE」、「CNE」、「CNE~POI」と区分けされております。一方、「料金の設定」においてはDSMの収容形態を考慮した回線数においては、</p>	<p>本機能ではSLM(Subscriber Loop multiplexing Module: 専用加入者線装置モジュール)、CNE(Circuit Node Equipment: 専用線ノード装置)</p>

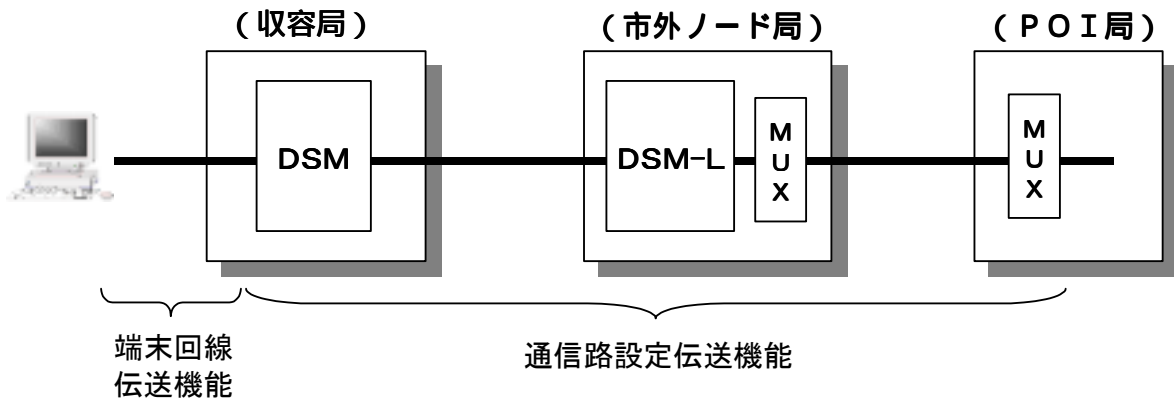
<p>「SLM」の收容回線数に「DSM」、「CNE」の收容回線数に「DSM-L」を適用しているように見受けられ、実際に使われている装置や設備構成が不明確です。設備構成は料金の算定根拠を精査する上でも必要であると考えますので本機能で使用している装置や設備構成の公開を要望します。 (KDDI)</p> <p>5 実際費用方式による通信路設定伝送機能の伝送路部分(SLM-CNE、CNE-CNE、CNE-POI)において、そのコストの算定には、大容量伝送技術の利用による設備効率の向上が反映されたものと理解します。 この場合、SLMあるいはCNE等の当該設備についても、新規開発が行われたものと思われませんが、今回申請された通信路設定伝送機能の設備構成の詳細と、構成する各機能の内容に関する情報を開示していただくことを要望します。 (テレサ協)</p>	<p>等に替えて、DSM(Dedicated Service handling Module: 専用統合装置(多重化機能、クロスコネク機能)を有する加入者線を收容する装置)、DSM-L(Dedicated Service handling Module-Large type: 大容量専用統合装置(多重化機能、クロスコネク機能)を有する方路設定を行う装置)が用いられている(別紙参照)。</p>
<p>意見5 本機能だけを分離して料金設定する理由を明らかにすべき。</p>	<p>考え方5</p>
<p>6 別添(略)の比較表に示す通り、今回の申請分「エコノミークラス6Mb/s」のコスト算定根拠の数字を単独区分として比較表に入れましたが、エコノミークラス6Mb/sだけを分離して料金設定の一分とするのは多分に無理があると思いますので、詳細な理由を説明いただくことを要望します。 (理由) 既存分の他のサービス品目と同じ区分の料金設定とせずに、エコノミークラス6Mb/sだけを別の料金設定区分として取り扱った場合、今回申請のコスト算定の数字は大きな矛盾を抱えることとなります。 なぜなら、SLMの回線数(回線(実数))の31,717は、大きすぎるからであります。前述「網使用料算定根拠」によれば、高速デジタル伝送・高速品目(エコノミークラスを除く)の契約本数は、光を使用する192Kから6Mb/sまでの品目合計で、30,097本であり、3Mb/s以上の本数はわずか2,557本であります。 また、CNEの回線数(回線(64Kb/s))の62,631本についても、本来ならば、この数字はSLMの回線数31,717に対して、速度換算係数88を乗じた2,791,096に近い数字になるはずと考えられるからです。 仮にDA-6000も同じ料金設定の区分に含む場合に、これのアンバンドル経由回数を考慮に入れたとしても、今回申請の数字については理解が困難でありますので、合理的な理由説明と当該情報の開示をお願いするものです。 また、他のサービス品目と合算して料金設定の区分として取り扱うとの考えであるのであれば、その理由と明細を開示いただき、不明点の解消を図ることが必要であります。 (テレサ協)</p>	<p>例えば算定根拠に現れているDSM收容の回線数31,717は、本機能に係るものだけでなく、平成11年度に一般専用・高速デジタル伝送サービス全体で用いられた全てのDSM收容の回線数であり、これらを用いて本件1品目の接続料を今回算定することに特に問題があるとは考えられない。</p>
<p>意見6 保守換算係数の設定方法を明らかにすべき。</p>	<p>考え方6</p>
<p>7 タイプ1の保守換算係数につきまして、「A・DSM收容契約</p>	<p>NTT東日本・西日本より別紙のとおり情</p>

回線数実績」については1.5Mと同様に「0.94」が設定されておりますが、「C.機能毎の速度換算係数、保守換算係数及び経由回数」については通常クラスと同じ「1」となっております。故障修理稼働の差異をもとに設定されているものと思われませんが、換算係数の設定に関する考え方や詳細な内訳の公開を要望します。

(KDDI)

報提供がなされている。

1. エコノミータイプ6Mb/sの設備構成図



- ・DSM(Dedicated Service handling Module) :専用統合装置(加入者線を収容する装置)
- ・DSM-L(Dedicated Service handling Module-Large type):大容量専用統合装置(方路設定を行う装置)

2. 保守換算係数の算定根拠

(1)設備管理運営費変動率

区分	a. 平均故障修理稼働の増減率 (注2)	b. 故障修理関連費用 が設備管理運営費 に占める比率	設備管理運営費 変動率(=a×b)
a. タイプ1回線	▲0.403	0.131	▲0.053
b. 上記以外(注1)	+0.030	0.131	+0.004

(注1)タイプ2及びタイプ設定のない回線

(注2)全回線(aおよびb)の平均故障修理稼働(1件あたりの故障修理時間)に対する各タイプの平均故障修理稼働の増減率。

(2)タイプ1のタイプ2(タイプ設定のないものを含む)に対する保守換算係数

$$(1 + 0.053) / (1 + 0.004) = 0.94$$